

貸借対照表

2023 年 3 月 31 日 現在

(単位:円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(1,497,545,195)	流 動 負 債	(1,035,425,141)
現 金 及 び 預 金	353,272,239	支 払 手 形	63,571,769
受 取 手 形	135,003,208	買 掛 金	325,269,548
売 掛 金	457,050,735	短 期 借 入 金	400,000,000
商 品 及 び 製 品	198,974,837	リ ー ス 債 務 (短 期)	11,715,448
仕 掛 材	167,741,400	未 払 金	14,565,000
原 材 料	145,990,555	未 払 費 用	126,021,783
前 払 費 用	6,782,265	未 払 法 人 税 等	24,238,900
そ の 他 流 動 資 産	32,729,956	未 払 消 費 税 等	23,008,858
		前 受 り 金	39,241,598
		預 り 金	7,792,237
		固 定 負 債	(335,803,274)
		退 職 給 付 引 当 金	307,768,916
		役 員 退 職 引 当 金	3,042,000
		資 産 除 去 債 務 (固 定)	12,950,000
		リ ー ス 債 務 (長 期)	12,042,358
固 定 資 産	(178,930,041)	負 債 合 計	1,371,228,415
有 形 固 定 資 産	(109,307,863)	(純 資 産 の 部)	
建 物	67,076,893	株 主 資 本	(305,246,821)
構 築 物	1,909,212	資 本 金	300,000,000
機 械 及 び 装 置	3,666,483	資 本 剰 余 金	(120,000,000)
車 両 及 び 運 搬 具	1	資 本 準 備 金	120,000,000
工 具 器 具 備 品	16,062,074	利 益 剰 余 金	(△ 114,753,179)
リ ー ス 資 産	20,593,200	利 益 準 備 金	28,099,600
		別 途 積 立 金	30,000,000
無 形 固 定 資 産	(47,091,386)	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 172,852,779
ソ フ ト ウ ェ ア	39,693,028	(うち 当 期 純 利 益)	(119,123,242)
そ の 他	7,398,358	純 資 産 合 計	305,246,821
投 資 そ の 他 の 資 産	(22,530,792)		
繰 延 税 金 資 産	15,250,000		
貸 倒 引 当 金 (長 期)	△ 1,110,000		
そ の 他 投 資 等	8,390,792		
資 産 合 計	1,676,475,236	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,676,475,236

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品… 総平均法

原材料… 総平均法

仕掛品… 個別原価法

※商品・製品は、平成28(2016)年10月1日から先入先出法から総平均法に変更しました。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)……定率法

(ただし、平成10(1998)年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。

また、平成28(2016)年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物、建物附属設備	2 年	～	32 年
構築物	10 年	～	39 年
機械装置	2 年	～	7 年
車両運搬具	4 年	～	4 年
工具器具備品	2 年	～	10 年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5 年
--------	-----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、従業員退職手当金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による必要額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

以 上